

令和5年4月1日作成

農地中間管理事業事務手続きマニュアル
【 再 転 貸 】

公益財団法人福島県農業振興公社

【 手 続 き 編 】

地域計画区域内における再転貸 事務手続き

農用地利用集積等促進計画による機構貸付(再転貸)手続き 【地域計画区域内】

別紙フロー図参照

1 農地中間管理事業借受申込書の提出

- (1) 借受者は、借受を希望する農用地等が所在する市町村に、必要事項を記載した農地中間管理事業借受申込書（農地借受者用）（促進貸付1号）1部を提出する。
- (2) 市町村は、借受者から申込みのあった農用地等に関し、農業委員会と連携して農地台帳と照合し、記載内容に不備がない場合は、当該申込書を受理するとともに、申込書のコピーを保管する。

2 農用地利用集積等促進計画(案)の作成

- (1) 市町村は、機構貸付先決定ルールに基づき、貸付先決定区分を確認した上で、農用地利用集積等促進計画（案）一覧表（再転貸）（以下「再転貸一覧表」という。）（促進貸付2号）を作成し、申込書とともに、公文（促進貸付3号）に添付して機構へ送付する。
- (2) 機構は、農地中間管理事業帳票作成システムを用いて農用地利用集積等促進計画（案）（促進貸付8号）を作成する。その後、JAへ、農地中間管理事業ファイル転送システムを利用して公文（促進貸付5号）に再転貸一覧表及びその他必要な書類を添付して送付する。
なお、JAが対応できない場合、機構は公文（促進貸付4号）に上記の書類を添付し、郵送等により直接市町村へ送付する。
- (3) JAは、農地中間管理事業ファイル転送システムで送信された書類を受信し、必要部数を印刷するとともに、農地中間管理事業帳票作成システムを用いて、農用地利用集積等促進計画（案）（各筆明細原本2部、控え1部及び農地中間管理事業の転貸に係る共通事項1部）及び貯金口座振替依頼書を印刷する。

3 農用地利用集積等促進計画(案)等の調印

- (1) JAは、市町村や機構等と協議の上、調印に係る日程調整等を行うとともに、当日は借受者に対し農用地利用集積等促進計画（案）や貯金口座

振替依頼書等の調印をする。その際、「農地中間管理機構からの重要なお知らせ」（促進貸付 9 号）及び「機構関連事業に係るお知らせ（貸借期間が 15 年以上の契約に限る）」（促進貸付 10 号）により、契約内容の確認を行うとともに、農用地利用集積等促進計画（案）の控え及び農地中間管理事業の転貸に係る共通事項を手交する。

なお、JA が対応できない場合は、機構と市町村が協議の上対応する。

(2) JA は、公文（促進貸付 7 号）に調印した農用地利用集積等促進計画（案）等を添付し、機構に送付する。なお、貯金口座振替依頼書は確認に時間を要することから後日の送付で構わない。

（市町村が農用地利用集積等促進計画（案）等の取りまとめ、機構への送付を行う場合は、5 の（1）により送付する。）

4 農業委員会への意見の聴取

市町村は、農業委員会に対し、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見を求めるとともに、貸付相手方が全部耕作要件及び常時従事要件等を満たしているか否かについて意見を求める。

5 農用地利用集積等促進計画の作成・決定

(1) 市町村は、公文（促進貸付 6 号）に、3 の（1）で調印した農用地利用集積等促進計画（案）、再転貸一覧表（農業委員会による貸付相手方の各種要件確認欄を入力したもの）、農業委員会の意見書の写し、貯金口座振替依頼書を添付して機構へ送付する。

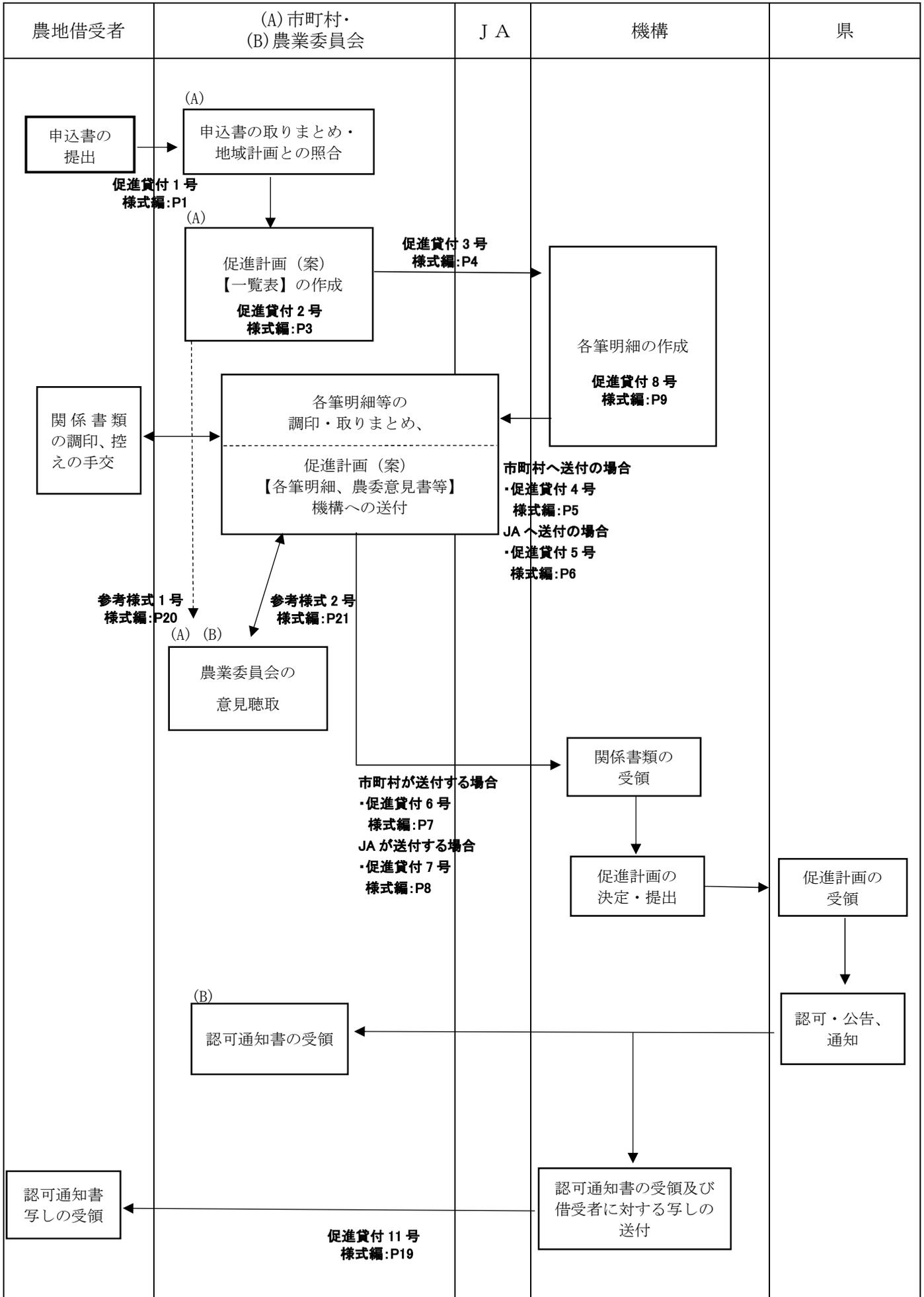
(2) 機構は、送付された農用地利用集積等促進計画（案）を決定し、決定した農用地利用集積等促進計画の写し及び（1）で送付された書類を添えて県に認可申請する。

6 農用地利用集積等促進計画の認可公告後の処理

認可公告の通知書を受領した機構は、公文（促進貸付 11 号）に認可通知書の写し及び農用地利用集積等促進計画の写しを借受者へ送付する。

農用地利用集積等促進計画による再転賃の事務手続き

地域計画
区域内



【 手 続 き 編 】

地域計画区域外における再転貸 事務手続き

農用地利用集積等促進計画による機構貸付(再転貸)手続き 【地域計画区域外】

別紙フロー図参照

1 農地中間管理事業借受申込書の提出

- (1) 借受者は、借受を希望する農用地等が所在する市町村に、必要事項を記載した農地中間管理事業借受申込書（農地借受者用）（促進貸付1号）1部を提出する。
- (2) 市町村は、借受者から申込みのあった農用地等に関し、農業委員会と連携して農地台帳と照合し、記載内容に不備がない場合は、当該申込書を受理するとともに、申込書のコピーを保管する。

2 農用地利用集積等促進計画(案)の作成

- (1) 市町村は、機構貸付先決定ルールに基づき、貸付先決定区分を確認した上で、農用地利用集積等促進計画（案）一覧表（再転貸）（以下「再転貸一覧表」という。）（促進貸付2号）を作成し、申込書とともに、公文（促進貸付3号）に添付して機構へ送付する。
- (2) 機構は、農地中間管理事業帳票作成システムを用いて農用地利用集積等促進計画（案）（促進貸付8号）を作成する。その後、JAへ、農地中間管理事業ファイル転送システムを利用して公文（促進貸付5号）に再転貸一覧表及びその他必要な書類を添付して送付する。
なお、JAが対応できない場合、機構は公文（促進貸付4号）に上記の書類を添付し、郵送等により直接市町村へ送付する。
- (3) JAは、農地中間管理事業ファイル転送システムで送信された書類を受信し、必要部数を印刷するとともに、農地中間管理事業帳票作成システムを用いて、農用地利用集積等促進計画（案）（各筆明細原本2部、控え1部及び農地中間管理事業の転貸に係る共通事項1部）及び貯金口座振替依頼書を印刷する。

3 農用地利用集積等促進計画(案)等の調印

- (1) JAは、市町村や機構等と協議の上、調印に係る日程調整等を行うとともに、当日は借受者に対し農用地利用集積等促進計画（案）や貯金口座振替依頼書等の調印をする。その際、「農地中間管理機構からの重要な

お知らせ」（促進貸付 9 号）及び「機構関連事業に係るお知らせ（貸借期間が 15 年以上の契約に限る）」（促進貸付 10 号）により、契約内容の確認を行うとともに、農用地利用集積等促進計画（案）の控え及び農地中間管理事業の転貸に係る共通事項を手交する。

なお、JA が対応できない場合は、機構と市町村が協議の上対応する。

(2) JA は、公文（促進貸付 7 号）に調印した農用地利用集積等促進計画（案）等を添付し、機構に送付する。なお、貯金口座振替依頼書は確認に時間を要することから後日の送付で構わない。

（市町村が農用地利用集積等促進計画（案）等の取りまとめ、機構への送付を行う場合は、6 の（1）により送付する。）

4 農業委員会への意見の聴取

市町村は、農業委員会に対し、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見を求めるとともに、貸付相手方が全部耕作要件及び常時従事要件等を満たしているか否かについて意見を求める。

5 利害関係人の意見聴取

機構は、農用地利用集積等促進計画（案）について、様式（促進貸付 8-1 号）により機構のホームページ上で 1 週間掲載し、利害関係人の意見を求める。

掲載終了後機構は、様式（促進貸付 8-2 号）により意見概要及び意見に対する措置を取りまとめる。

6 農用地利用集積等促進計画の作成・決定

(1) 市町村は、公文（促進貸付 6 号）に、3 の（1）で調印した農用地利用集積等促進計画（案）、再転貸一覧表（農業委員会による貸付相手方の各種要件確認欄を入力したもの）、農業委員会の意見書の写し、貯金口座振替依頼書を添付して機構へ送付する。

(2) 機構は、送付された農用地利用集積等促進計画（案）を決定し、決定した農用地利用集積等促進計画の写し及び（1）で送付された書類に利害関係人からの意見概要書類を添えて県に認可申請する。

7 農用地利用集積等促進計画の認可公告後の処理

認可公告の通知書を受領した機構は、公文（促進貸付 11 号）に認可通知書の写し及び農用地利用集積等促進計画の写しを借受者へ送付する。

農用地利用集積等促進計画による再転賃の事務手続き

